

LIBRA

2014年12月号

〈特集〉

非弁問題の現状と対策

〈インタビュー〉

NHKドラマ番組部シニア・ディレクター 大森洋平さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年12月号

2014年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 親の紛争が子どもの発達に与える影響—離婚、面会事件における留意点—
- 2月号 憲法の「生まれ」と「はたらき」—改憲論議の背景をあらためて整理する—
- 3月号 弁護士の業務広告の現状と課題
- 4月号 裁判所からみた消費者紛争—一般事件における留意点も交えながら—
- 5月号 債権回収の実務と手続の活用
- 6月号 活用していませんか？ 権利保護保険
- 7月号 成年後見実務の運用と諸問題
- 8月号 知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援
- 9月号 続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—
- 10月号 今こそ、憲法問題を語り合う時—「平和」のための憲法とは？—
- 11月号 東京地裁書記官に訊く—商事部編—
- 12月号 非弁問題の現状と対策

特集

02 非弁問題の現状と対策

- 非弁護士取締りの現状と課題 石本哲敏
- コラム：非弁護士取締委員会の活動から 伊庭 潔・皆 真希

インタビュー

12 NHKドラマ番組部シニア・ディレクター 大森洋平さん

連載

17 常議員会報告(2014年度 臨時／第7回)

20 理事者室から

22 今、憲法問題を語る

第42回 10・8集団的自衛権反対の日弁連集会・行動, 大成功! 下林秀人

23 秘密保護法解説

第16回 特定秘密保護法施行令等の閣議決定 堀井 準

24 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第69回 弁護士業務妨害を受けた際の支援要請の方法と支援活動 木村裕史

25 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第6回 「女性社外役員候補者名簿提供事業」が始まります! 的場美友紀

28 via moderna

第54回 インハウスロイヤーに聞く

vol.1 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 牛島貴史

30 わたしの修習時代：めっちゃ楽しかった1年半 54期 二宮麻里子

31 66期リレーエッセイ：同業者との繋がり 門屋 徹

32 心に残る映画：『STAND BY ME ドラえもん』 木村容子

33 コーヒーブレイク：ブラジルW杯を観戦して 白井裕子

34 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

44 会長声明・談話

47 インフォメーション

非弁問題の現状と対策

非弁行為とは、弁護士法 72 条が禁止する弁護士でない者が報酬目的で行う法律事務の取扱い行為又は訴訟事件や債務整理事件等の周旋行為を指す。

この非弁行為については従来、「事件屋」による法的紛争への介入が典型的なものとされていたが、近時では、インターネットの発展等により情報発信・広告が容易になり、弁護士でない者が開設した法律問題相談サイトなどに誘引されて、弁護士でない者に事件を依頼したり、弁護士の紹介を受けたりする事例が生じていると聞く。

このような非弁行為の跳梁を防ぐために、当会では非弁護士取締委員会が非弁被疑事案の調査等を行っている。ただ、非弁行為による被害を防ぐためには、非弁行為取締の委員会の活動のみでは足りず、我々弁護士自身が一般市民への周知活動、非弁護士取締委員会への情報提供等を積極的に行う必要がある。そして、そのためには非弁問題について十分な知識を有することが不可欠であることから、本特集で取り上げた次第である。

(志賀 晃, 臼井 一廣)

非弁護士取締りの現状と課題

非弁護士取締委員会委員長 石本 哲敏 (42 期)



1 はじめに

非弁護士の取締りは、これを担当する非弁護士取締委員会の議事および議決が非公開とされているところから、会員に対する広報がほとんどなされておらず、なじみの薄い会員も多いことと思われる。

しかし、昨今のインターネットの普及に伴い、非弁護士による法律事務取扱や周旋の広告が極めて容易になされるようになり、非弁被疑事案の情報提供は、後に述べるようにむしろ多くなっている。

例えば、顧問先の不動産会社が新規事業として有償の賃料増減額交渉業務をインターネットで広告し

て行ったような場合は、非弁護士取締りの対象になることがあり、「弁護士会から調査開始通知を受けた」との相談を弁護士として受けることも考えられる。それだけでなく、その広告に、顧問弁護士として会員の名前が記載されていた場合には、ただちに会員自身の問題にまで発展しかねない。

このように、今や非弁護士取締りの問題は、会員にとって身近な問題になっているといえる。

そこで、本稿では、非弁護士取締りの概要を簡単に紹介したうえで、その現状と課題について考えてみたい。

2 非弁護士取締りの対象

当会の非弁護士取締委員会が取締りの対象としているのは、以下の3種類の事案である。

(1) 非弁護士の法律事務取扱または周旋事案 (弁護士法 72 条違反)

① 要件

- i 弁護士または弁護士法人でないものが
- ii 法定の除外事由もないのに
- iii 業として
- iv 報酬を得る目的で
- v 一般の法律事件に関する法律事務の取り扱い
または一般の法律事務の取り扱いの周旋をする
場合

※「業として、報酬を得る目的で」法律事務を取り扱う
のが禁止されているところがポイント。

※法定の除外事由としては、以下のようなものがある。

- (ア) 弁理士は、弁理士法6条の場合と特定侵害訴訟
についての訴訟代理権をもつ(弁理士法6条の2)。
- (イ) 司法書士は、簡易裁判所において請求額が140
万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権をもつ
(司法書士法3条1項6号)。
- (ウ) 税理士は、租税に関する事項について補佐人と
して裁判所において陳述をすることができる。
- (エ) 行政書士については、2014年6月に行政書士
法が改正され、行政庁に対する審査請求、異議申
立て、再審査請求等の不服申立て手続の代理権が
与えられることになった(行政書士法1条の3)。
- (オ) 債権回収会社(サービサー)は、法務大臣によ
る厳格な規制のもと、債権の回収業務を行うこと
ができる(債権管理回収業に関する特別措置法1
条、11条1項)。

② 罰則

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(弁護
士法77条3号)。

③ 趣旨

これは、弁護士が、基本的人権の擁護と社会
正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うこ
とをその職務とするものであり、そのため、弁護
士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、そ
の職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服
すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられ
ているところ、かかる資格を有さず、なんらの規
律にも服しない者が、自己の利益のため、みだり
に他人の法律事件に介入することを業とする行為
を放置すれば、当事者その他の関係人らの利益を
損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひ
いては法律秩序を害することになるので、これを
禁圧する必要があるとの趣旨に基づくものである
(最判昭和46年7月14日判決・刑集25巻690頁
参照)。

④ 裁判例1(最高裁平成22年7月20日判決・刑 集64巻5号793頁)

最高裁は、土地建物の売買等を営む被告人らが、
多数の賃借人の存在するビルについて、ビルオー
ナーから、その賃借人らと交渉して、賃借人らの
立ち退きの実現を図るという業務を、報酬を得る
目的で業として、賃借人らに不安や不快感を与え
るような振舞いをしながら行った事案で、被告人
らに弁護士法72条違反の罪の成立を認めた原審
判断を相当であるとした。

ここが
ポイント

地上げと非弁

本文の最高裁平成22年7月20日判決は、地上
げ(居住者や利用者を強引に立ち退かせ、細かい

土地をまとめて広い更地を確保すること、広辞苑第5版1129頁）交渉が弁護士法違反に該当しうるとして、不動産業者に対して大きなインパクトを与えた。

1980年代後半の土地バブルのころ、商業用地の地上げが盛んに行われた（北澤正敏「概説現代バブル倒産史」（商事法務研究会）19頁参照）が、その主役は、不動産業者であった。

現在では、上記判決の影響もあってか、賃借人の意思に反して明渡し交渉を敢行する不動産業者は多くはない。法的紛議を生ずることが避けられないような土地や建物の明渡し交渉は、弁護士の業務である。不動産業者が賃借人に対し不安や不快感を与えるような振舞いをしながら地上げ交渉を敢行するような場合、上記判決を示してその中止を促すなど、毅然とした対応をする必要があると思われる。

⑤ 裁判例2（富山地裁平成25年9月10日判決・判例時報2206号111頁）

本人訴訟による約1300万円の過払金返還請求の訴え提起が、その実質は司法書士による代理行為によるものであり、民事訴訟法54条1項本文、弁護士法72条に違反する違法なものであるとして、不適法却下された事例である。

司法書士には、一定の要件のもと、簡易裁判所における請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権が与えられる（司法書士法3条1項6号7号、同2項、裁判所法33条1項1号）が、これを超えるものについての権限はない。この裁判例は、司法書士の訴訟代理権や本人訴訟への助力の限界について判断したものとして注目されている。

なお、多重債務者の債務整理についての司法書

士の裁判外の和解権限について、受益説（弁済計画の変更によって得られる利益が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）と債権額説（裁判外の和解が不成立となった場合に通常される訴訟である貸金返還訴訟または過払い金返還訴訟において訴えで主張する金額が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）の対立がある。この点について、大阪高裁平成26年5月29日判決は、債権額説を採ったといわれている（NBL1031号65頁以下）。

ここがポイント

非弁行為の禁止と 非弁提携の禁止

非弁行為の禁止と似て非なるものとして非弁提携の禁止というものがある。弁護士法27条は、弁護士が非弁行為禁止規定等違反者から事件の周旋を受けること、非弁行為禁止規定等違反者に自己の名義を利用させることを禁止している。これが非弁提携の禁止である。

この非弁提携の禁止と非弁行為の禁止の大きな相違点は、その主体が「弁護士」か否かということにある。すなわち、弁護士でない者が、弁護士に対して、多重債務者など法律問題を抱える者を紹介し、その見返りとして紹介料・事務手数料等の名目で金銭を得ることは非弁行為禁止規定（弁護士法72条 なお罰則規定は弁護士法77条3号）違反となる。これに対し、弁護士が、弁護士でない者から依頼者を紹介してもらい金銭を支払ったり、弁護士でない者が集客した法律相談会で相談を受けて金銭を支払ったり、弁護士でない者に法律事務所の実権を握られ給与制で働いたりすることは非弁提携禁止規定（弁護士法27条 なお罰則規定は弁護士法77条1号）違反となるのである。

当会では、非弁行為の取締りは非弁護士取締委員会が、非弁提携弁護士に対する調査は非弁提携弁護士対策本部がそれぞれ担当している。

本年も、残念なことに、NPO法人から多重債務者を紹介され、債務整理をしたとして当会会員が非弁提携行為の弁護士法違反で起訴されたことが報道されている。

(2) 譲受債権回収事案(弁護士法 73 条違反)

① 要件

- i 他人の権利を譲り受け
- ii 訴訟、調停、和解その他の手段によってその権利の実行をすることを
- iii 業とする場合

※主体は非弁護士に限定されていない。

※債権回収会社(サービサー)については、法務大臣による厳格な規制のもと、弁護士法の特例として、譲り受けた債権の回収も認められている(債権管理回収業に関する特別措置法1条、11条1項)。

② 罰則

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(弁護士法77条4号)。

③ 趣旨

主として弁護士でない者が、権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法72条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止する(最高裁平成14年1月22日判決・判例時報1775号49頁)。

④ 裁判例(最高裁平成14年1月22日判決・判例時報1775号46頁以下)

ゴルフ会員権の売買等を業とする会社が、利益

を得る目的で、預託金の額を下回る金額でゴルフ会員権を譲り受け、ゴルフ場経営会社を被告として預託金の返還を求める訴訟を提起するという行為を反復継続する意思のもとに行うことが弁護士法73条に違反するか否かが争われた事案。最高裁は、形式的には他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法72条本文の非弁行為禁止を潜脱する行為をして国民の生活上の利益に対する弊害が生ずるおそれがなく、社会経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合には、弁護士法73条に違反するものではないと判示した。

この判決は、形式的には弁護士法73条違反の要件にあたる行為であっても、違法とはいえない場合があることを明示したものと注目されている。

(3) 非弁護士虚偽標示事案(弁護士法 74 条違反)

① 要件(以下のいずれかに該当する場合)

- i 弁護士または弁護士法人でないものが、弁護士または法律事務所の標示または記載をすること
- ii 弁護士または弁護士法人でないものが、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示または記載をすること
- iii 弁護士法人でないものが、その名称中に弁護士法人またはこれに類似する名称を用いること

② 罰則

いずれも100万円以下の罰金(弁護士法77条の2)。

③ 趣旨

弁護士でない者による弁護士や法律事務所の名

称を僭称する行為、法律相談等を取り扱う旨の標示・記載をする行為を禁止することによって、国民が正規の弁護士や法律相談と誤認混同して不測の損害や不利益を被ることを未然に防止する（高中正彦「弁護士法概説（第2版）」（三省堂）364頁）。

④ 具体例

弁護士でない者（NPO法人など）が、ウェブサイトで、「〇〇法律相談所」などと標示して法律相談受任の誘因をしているケースが典型的である。

3 当会における非弁護士取締りの取り組み

(1) 非弁護士取締委員会の概要

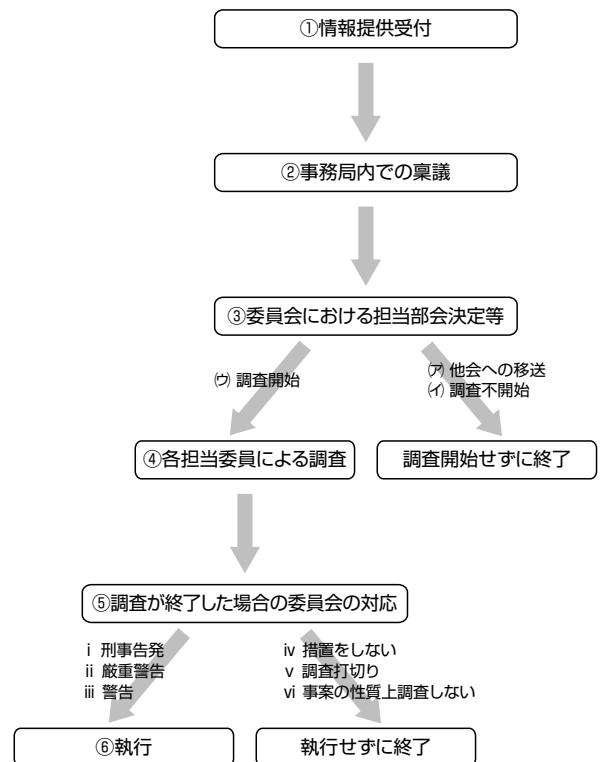
当会の非弁護士取締委員会は、委員定数80人のところ、2014年9月時点で53人（女性5人、男性48人）の委員が委嘱を受け、10人前後の委員からなる6つの部会に分かれて非弁被疑事実の調査を行っている。通常、各事件には主査1名と副査1ないし2名が選任される。委員会の副委員長が各部会長を兼任している。2014年6月時点における各部会の持ち事件数は、6～12件である。

(2) 非弁被疑事案処理の流れ

① 情報提供受付

一般市民および会員からの非弁被疑者事件の情報提供書の提出によるものが典型的であるが、当会ウェブサイト「ご意見・ご要望」欄への書き込み、匿名の投書、他の弁護士会からの調査依頼、消費生活センターからの情報提供等があれば、形式にかかわらず原則として受け付けている。

東京弁護士会における非弁被疑事案処理の流れ



*編集部作成

情報提供を受け付けた時点で、事務局は、第一東京弁護士会（以下、「一弁」という）および第二東京弁護士会（以下、「二弁」という）事務局との間で情報交換を行い、他会にも情報提供がなされている場合には、東京三弁護士会合同非弁護士取締委員会に資料を回付し、同委員会で担当会を決めることになる。

なお、当会の非弁担当窓口は、司法調査課（電話03-3581-2207）である。

② 事務局内の稟議

当会で処理することになった情報のうち、すで

に調査中の非弁被疑者に関するものについては、担当委員に資料を回付する。新件については、事件番号を付して委員会に上程する。

③ 非弁護士取締委員会における担当部会決定等委員会では、以下のように新件を処理している。

(ア) 他会への移送（東京三会以外）

非弁被疑者の本拠地が東京以外の場所にある場合、地元の単位会で調査するのが便宜であるから、他会に移送する。

(イ) 調査不開始

提供された情報からは、非弁行為が認められない場合は、調査不開始とする。

(ウ) 調査開始・担当部会決定・委嘱

調査開始が相当であると認められる場合は、担当部会を決定して事件番号を付し、その部会で指名された主査および副査に対し、事件処理を委嘱する。

④ 各担当委員による調査

新件を委嘱された担当委員は、事件処理計画書を作成して委員会に報告し、事件処理計画が承認された場合には、関係者に対する事情聴取等の方法により、事案を調査する。事情聴取のための呼出状の例は右記のとおりである。

⑤ 調査が終了した場合の委員会の対応

担当委員が非弁被疑事案の調査をした場合は、事件処理報告書を作成して委員会に報告する。報告を受けた委員会は、調査が不十分である等の場合を除き、調査対象者に対する措置について決定する。

措置は、

- i 刑事告発
- ii 厳重警告
- iii 警告

呼出状の例

東京●●司調第●●号

●●●●年●●月●●日

●●●●殿

東京弁護士会非弁護士取締委員会

委員長 ●●●●

事情聴取ご協力ご依頼

拝啓 時下ますますご清祥のことと拝察いたします。

東京弁護士会非弁護士取締委員会では、弁護士でない者が法律事務を取り扱うことを禁止した弁護士法72条等の趣旨を徹底するため、同条等の違反行為の実態把握とその対策を立案し、実施しています。

今般、貴殿が関わっている業務に関し、弁護士法に違反するのではないかと情報が寄せられており、調査を実施したいと考えております。

つきましては、公正な調査のために、是非とも、①貴殿の取り扱い業務内容、②●●●●……、③●●●●……等について詳しいお話を伺いたく、本書により連絡する次第です。場所は、弁護士会館事務局とさせていただきます、併せてお願いいたします。

ご多用のところ恐縮ではございますが、弁護士法に基づく調査ですので、何卒ご協力ください。

なお、本件は主査として●●●●弁護士、副査として●●●●弁護士が担当いたします。

敬具

記

日 時 ●●●●年●●月●●日●●日●●曜日 午前●●時～午後●●時

※ なお、所要時間は念のため2時間をご予定ください。

※ 上記候補日が差し支えの場合は、代替日を3候補お知らせください。

場 所 東京弁護士会事務局（司法調査課）

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

以上

【本件に関する連絡先】

東京弁護士会 事務局 司法調査課 TEL03-3581-2207

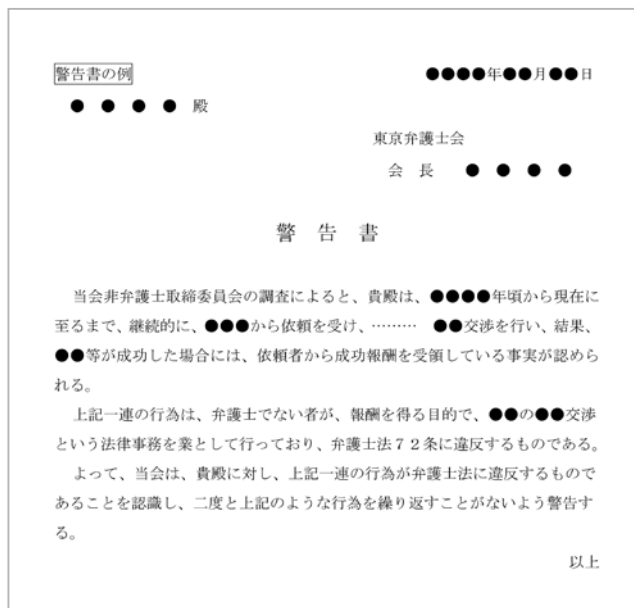
iv 措置をしない

v 調査打ち切り

vi 事案の性質上調査しない

の6種類である。

なお、調査の過程で、調査対象者が非弁行為をしないことを誓約する場合は、誓約書の提出を受け、措置をしないことを決定する場合もある。また、調査の過程で、ウェブサイトの問題のある記載が削除されたような場合には、それ以上の措置をする必要がなくなるので措置をしないことを決定することがある。



⑥ 措置の執行

刑事告発、嚴重警告および警告の執行は、理事者会の決議を受けて会長名で行っている。刑事告発は捜査機関に告発状を提出する。嚴重警告および警告は原則として調査対象者を呼び出し、委員長から警告書（上記警告書の例参照）を手交して執行する。

(3) 東京三弁護士会合同非弁護士取締委員会（三会非弁）

① 三会非弁とは

非弁活動に関する情報提供は、当会だけでなく一弁や二弁に対してもなされることがある。この場合、東京三会のなかで担当会の調整をする必要があるため、三会非弁の会議が年6回程度開催されている。2014年度は当会が担当会である。担当会の委員長が、三会非弁の委員長を兼任するのが通例となっている。

② 概要

三会非弁の委員は40名、うち20名が当会の委員である。事件の配点は、原則として当会→一弁→二弁の順で行うが、会員が関係している場合はその会員の所属会が、以前に調査を終了した事案について再度の情報提供があった場合には、以前の担当会が担当することになっている。

③ 活動

三会非弁は、三会非弁案件について、各会からの調査結果報告を受けて措置に関する審議・議決を行い、処分を執行している。三会非弁で行う警

ここがポイント

単位会に情報提供するか三会非弁に情報提供するか

三会非弁案件における警告・刑事告発等の措置は、三代会長の連名による書面で行われる。

三会非弁案件は、当会が調査担当になった場合を例にとると、三会非弁で配点→非弁弁護士取締委員会で担当委員決定・委嘱→調査→非弁取締委員会で措置について審議・議決→三会非弁で審議・議決→措置等、という流れで処理が進む。三会非弁は2か月に1回しか開催されないから、配点と措置の2回、三会非弁で

検討する分、単位会単独のものより数か月余分に時間がかかる。さらに、措置内容が警告や刑事告発であった場合、三代会長の連名で執行するため、各単位会の理事者会を経て、月1回の三会理事者会で審議可決されなければならない。このため、数か月余分に時間がかかる。非弁活動についての情報提供を三会非弁に対して行う場合は、こうした手続的時間的な問題も念頭においていただければ幸いである。

表 当会非弁護士取締委員会における近年の係属事件数

年 度	情報受付	前年度 引継	調査開始	調 査 終 了						次年度 引継
				刑事告発	厳重警告	警 告	措置しない (含誓約書)	調査打切 (含経過観察 ・調査不能)	調査しない (含移送)	
2011	41	49	24	3	0	0	14	9	0	47
2012	64	47	27	2	0	0	12	7	1	52
2013	93	52	13	0	0	0	15	8	0	42

【注】1 当会非弁護士取締委員会事務局調べ。
 2 年度は各年の4月1日から翌年の3月31日までを基準とする。
 3 日弁連の担当委員会は、「業際・非弁・非弁提携等対策本部」であるが、各単位会における非弁護士取締についての統計資料の収集はしていない。

告・刑事告発等の措置は、三会会長名で行われる。各会単独では調査が難しい案件については各会から委員を選出して合同調査PTを立ち上げて調査を行ったり、隣接士業問題についての調査・検討を行ったりしている。さらに、警視庁（生活安全部および組織犯罪対策部）や東京地方検察庁（特別捜査部直告班）への訪問、NTTタウンページのチェック（弁護士欄に非弁護士が掲載されようとしている場合にこれを削除する）なども行っている。

きいと思われる。具体的には、非弁の疑いのあるインターネット広告を発見したとして、URLとコメントを付した情報提供がしばしば寄せられている。件数の増加は、複数の情報提供者から同一の非弁被疑者についての情報が寄せられることがあることにも起因していると思われる。当委員会では、各非弁被疑者ごとに調査開始をするかどうかを決している。もっとも、インターネットの情報からだけでは非弁行為を認定することが困難なことが多く、委員会の審議により調査不開始となるケースも少なくない。

② 事案の内容

最近目立つのは賃料減額業務事案である。インターネットに広告を出して賃料減額交渉を行うことを宣伝している会社について、多くの通報が寄せられた。隣接士業事案も相変わらず多い。隣接士業がそれぞれの業務範囲を超えて法律事務を扱っているとの通報による。インターネット広告によるものと、会員の相手方として事件に関与したといった情報提供が多い。また、「〇〇センター」などと称する団体が、インターネット広告で債務整理の相談を受け付けているとの情報提供も毎年寄せられている。

4 非弁護士取締りの現状と課題

(1) 当会非弁護士取締委員会における近年の係属事件数

上記表のとおりである。

(2) 最近の傾向と課題

① 情報提供の件数

ここ数年で、情報受付数が大幅に増加している。これは、当会ウェブサイトの「ご意見・ご要望」欄への書き込みによる情報提供の増加によるものが大

③ 貸金業者からの通報

最近、貸金業者から、非弁弁護士法律事務周旋事案や非弁提携が疑われる事案についての情報提供がまとめてなされている。情報として有用なものもあるが、いずれも、情報の出所を秘匿して欲しいとの条件付なので、調査をするには具体的根拠に乏しくなってしまう。残念ながら、こうした情報だけから調査を開始することは難しい。

(3) 当会非弁弁護士取締委員会の最近の活動

非弁弁護士取締委員会では、個々の非弁被疑事件の取締り以外にも、以下のとおり活発な活動をしている。

昨年度は不動産業者による滞納賃料回収業務について検討し、日弁連に提案書を提出した。今年度は、三会非弁の行政書士PTに委員を派遣して行政書士による非弁事案の情報収集・調査・研究を行っている。

5 会員へのお願い

(1) 非弁被疑事案を発見した場合

非弁被疑事案を発見した場合は、右記の雛型（当会のウェブサイトにも掲載されている。http://www.toben.or.jp/pdf/hiben_jyohou_teikyousyo.pdf）を参照するなどして情報提供書を作成し、証拠資料を付けて、当会事務局（担当は司法調査課 電話03-3581-2207）に提出していただきたい。特に、事件の相手方に非弁弁護士が関与していた場合は、具体的な被害が発生しているといえるので、会による取締りの必要性が高いうえ、調査が円滑に進むことが多い。

雛型

平成 年 月 日

非弁被疑者事件の情報提供書

非弁被疑者事件情報提供者
(住所・氏名・電話番号)

1. 非弁被疑行為者（複数いる場合は全て記入して下さい。）
(・住所・氏名・団体名・判明している担当者・電話番号・連絡先)
2. 本情報提供者と非弁事件による被害者が異なる場合は、被害者ご本人に関する情報
(・被害者の氏名・被害者の住所、連絡先電話番号・本情報提供者と被害者が異なることになった理由)
3. 非弁被疑行為の概要
(出来るだけ詳しくお書きください。
適用条文に当てはめて記載して頂けると幸いです。)
4. 非弁被疑行為を知ることに至った経緯
(時系列順に、出来るだけ詳しくお書きください。)
5. 本情報提供書に添付された資料の説明及び入手した経緯
6. 本情報提供に至るまでに調査された内容、及び、被害者の被害回復のためにとった法的手続き、相手方への申し入れ内容
7. その他
(本情報提供において、付加すべき事情、言っておきたい事)

- * 本来、形式は自由ですから、この雛型は見本です。
自由に記載して頂いて構いません。事実を分かりやすく記載して下さい。
- * あくまでも、ご提供頂いた情報を元に、非弁弁護士行為の調査を行うものです。
非弁被疑行為により受けられた被害回復は行ないませんので、ご注意下さい。
- * 当会には捜査権はないため、当委員会の調査は強制力がないものです。
そのため、調査の結果については時間がかかる場合があります。また、非弁行為であるとの断定が困難な場合もありますので、ご了承ください。

【提出先】

〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 東京弁護士会 司法調査課宛
TEL. 03-3581-2207 FAX. 03-3581-0865

(2) 非弁弁護士取締委員会へのお誘い

非弁弁護士の取締りに興味のある会員は、是非、非弁取締委員会に参加していただきたい。非弁弁護士の取締りは、弁護士自治の根幹を担うものであるうえ、市民を非弁弁護士の法律事務取扱等による被害（無責任な事件処理や、高額な報酬搾取など）から守るという重要な意味がある。いわゆる実務委員会なので、委員会に出席していればよいというものではなく、部会に所属して非弁被疑者に対する調査等を担当していただく場合もあるが、その活動は、委員自身の事件処理にも役に立つことがあるはずである。

コラム

非弁護士取締委員会の活動から

重要かつ難しい判断, 弁護士法の解釈論が必要に

非弁護士取締委員会副委員長 伊庭 潔 (60 期)

非弁行為の調査では、調査対象者を弁護士会に呼び出すなどして、事実関係の確認を行うことになる。調査対象者の多くは、弁護士会に呼び出されたことにより緊張しており、大抵、我々の調査には協力的である。

しかし、なかには反抗的な業者もあり、そのような相手には、普段の弁護士業務での経験を活かして、なだめたり、すかしたりしながら調査を進めている。

非弁の調査では、被疑事実が非弁行為に当たるかどうかの判断が一番重要である。そのためには、事実認定はもとより、弁護士法の解釈論も必要となってくるので、その判断は意外に難しい。

近時、隣接士業の者が弁護士の業務領域に入り込んでくるケースが増えており、非弁委員会が担う役割も増している。非弁委員会の活動は、国民へ質の高い法的サービスを提供するために行っているものであり、非常にやり甲斐があると感じている。

公益的目的の実現に携われることにやり甲斐

非弁護士取締委員会委員 皆 真希 (56 期)

弁護士法 72 条（非弁行為の禁止）は、法律秩序全般の維持、確立を目的とする公益的规定であるとされている。委員会の活動は、日常の弁護士業務には必ずしも直結しないが、非弁行為を取り締まるといふ公益的目的の実現に携わることができて、やり甲斐が感じられる。

具体的には、非弁行為の疑いがある事件について、二人一組で担当が割り振られる。担当になれば調査せざるを得ないため、委員会の活動をしている！という実感が持てる。また、普段お仕事を一緒にさせていただく機会のない委員と組んで調査にあたるのも新鮮である。

委員会では、各担当が調査した結果を報告し合い、活発な議論が繰り広げられる。中には非弁行為なのか微妙な案件もあり、委員の方々のご意見がとても勉強になる。

何をやっているのか分かりづらい委員会かもしれないが、その活動はなかなかおもしろい。特集を機に、より多くの会員に興味を持っていただけたらうれしいかぎりである。

INTERVIEW：インタビュー

NHKドラマ番組部シニア・ディレクター

大森 洋平 さん

「花子とアン」「マッサン」「軍師官兵衛」…。好調のNHKドラマを裏方として支えるのが、時代考証専門のNHK職員である大森洋平さんです。最近、時代考証の内部資料を「考証要集」（文春文庫）として出版され、話題を呼んでいます。歴史とドラマの奥深いお話をうかがいました。

（聞き手・構成：芳賀 淳，中村 千之）



—— まずは、時代考証の例をいくつかお願いします。

オーストラリアの発見は17世紀初めです。だから、戦国時代劇の「南蛮地球儀」にオーストラリア大陸が描かれていたら間違いです。

—— でも、世界雄飛を夢見る織田信長が地球儀を回すかも。

そういうときは、オーストラリアが映る前にカメラを切り換えます（笑）。

—— 世界史と関係してくるわけですね。

ある平安時代劇で、京に乱入した木曾義仲の軍勢が市場で暴れ、笹（ザル）に盛られたトウガラシをつかんでぶちまけました。

—— 色が鮮やかで、画面で映えます。

しかし、これは痛恨の大NGです。トウガラシは中米原産で、コロンブスのアメリカ発見以前にはユーラシア大陸にはありません。室町・平安時代劇に使ってはいけません。「平清盛」では未然に防ぐことができました。

—— 言葉も難しそうです。

「空気」という言葉は幕末明治以降の科学用語です。それ以前にはそもそも「air」という概念自体が日本にはありません。以前、某戦国大河で「部屋の空気を入れ換えなさい」という台詞を「お部屋に風を入れなさい」と直しました。

—— 時代考証は戦国時代劇や江戸時代劇だけではありませんね。

日本陸海軍では帽子をかぶっているときはいわゆる挙手の礼をしますが、室内で帽子をかぶっていないときは、立礼（頭を下げる）をします。けっして帽子なしで挙手の礼をしてはいけません。

—— ハリウッド映画では、米軍が帽子なしでも挙手の礼をしているのを見ますが。

そうですね。旧軍出身者はそれをみると等しく「異様な感じがする」そうです。

—— 視聴者の声も大事です。

今年の朝ドラ「花子とアン」では、ちゃんと交換を通してから電話での会話が始まる描写をしてもらっていました。でも、かつて戦前を扱ったドラマで東海

地方から中国地方にいきなりダイヤルでつながることがありました。ずっと「そんなことないよ」と注意していたのに無視されて、オンエアしたら新聞の批評で「時代考証がなってない」(笑)。

——東北大学の文学部では西洋史学科でした。

時代考証の仕事をするようになってから、つくづく西洋史をやっておいてよかったと思いました。日本の歴史の各時代を、等距離に見られますから。もし江戸時代とかを専攻していたとすると、他の時代を見る目が薄くなっていたかもしれない。

——専攻は？

古代ローマ史でした。西洋の歴史って古代が1つの基本パターンになっていますので、あるパターンによってものを考える訓練はできたのでよかったと思いました。

——NHKにディレクターとして入られて、どんな番組を作りましたか。

地方にいたときは色々です。東京に戻って古典芸能をやっているうちに、だんだん時代考証癖が出てきて日本文化に関する美術番組とかをやりました。元々「ここにある物があるが、いかなる由来・過程により、この形でここに存在しているのか？」を考えるのが好きでした。その後京都に転勤したのもラッキーでした。お寺のお坊さんや老舗の漬物屋さんの若旦那と仲良くなって。やっぱりそういう人たちは本職ですから、物事の昔の様子を聞くのが楽しかった。

——「考証要集」にも油紙での漬物の包み方のお話が出てきますね。

そういうのは絶対ネットじゃ出てきませんからね。

——今の時代考証のお仕事になったのはいつですか。

1999年です。当時、放送用の様々な資料・記録を扱う部に「考証班」というセクションがあり、そこに

蔵書や時代考証の資料は随分あるんですけど、担当者に番組制作の経験がなかったので、現場スタッフの言うままに単なる辞書引き代行みたいになっていました。僕はそこを志願するまで制作現場でデスクまでやっていましたから、ディレクターが本当に困って質問してるのか、自分で調べるのがめんどくさいだけなのかは大体分かるわけです。だから「大森さん、これが分からないんですけど」「ああ、なるほど。立ち上がって振り向いてごらん」「はい」「そこに国史大辞典があるから自分で引いて」と(笑)。

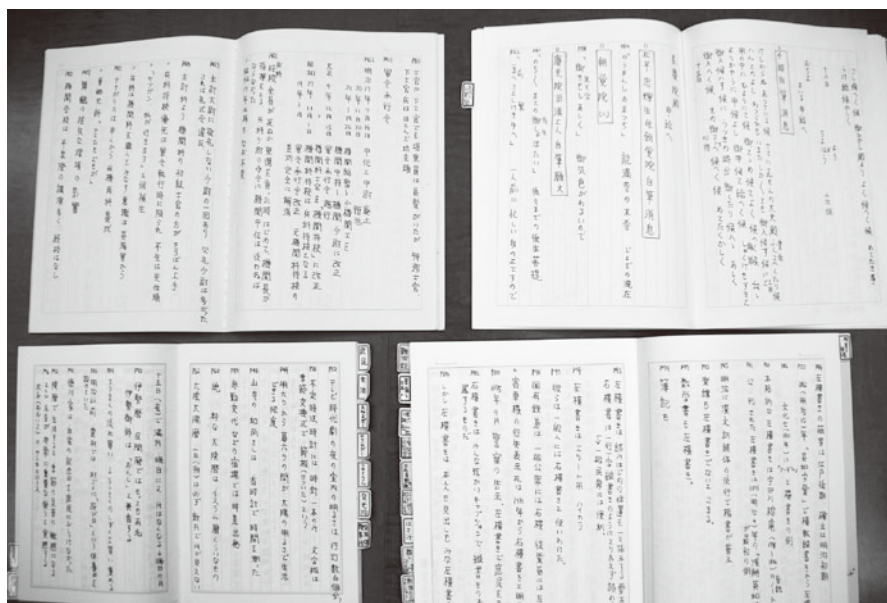
そのうちに、台本を読んで先に時代考証メモというのを作りスタッフに送るようになりました。「こういう言葉は江戸時代になからこういう言い方にしたらいいよ」とか、「この道具はこの時代にはまだないからこれで代行しなきゃいけない」とか、そういうのをA4の個条書きにしました。これが非常に便利だと評判になり、だんだんたまってきました。それから、スタジオにもロケにも行って、現場の疑問に即回答することも始めました。

——衣装や小道具関係のチェックもありますね。

道具の使い方には、気を付けないといけない。民放時代劇だと殿様が脇息を置いて家来と話すけれども、本当は脇息はあくまでもプライベートの部屋で休息するときを使い、それも若い大名は使いません。まして家来と公的に話をしているときには置かない。あれはたぶん歌舞伎の広い舞台でただ座っているだけだと場が持たないので置いていた。そういう歌舞伎の色々なノウハウが、無声映画の頃の時代劇に入ってきて、それが今の時代劇まで受け継がれたというのが結構あるんですよね。道具はそれこそ1000年前から変わらないものもあるけれども、それを再現するだけじゃなくて、正しく使えるかどうかというのは、また別な問題になりますから。

——放送までに色々な段階がありますが。

現場で気が付いてこれはないよ、とやることもあり



手書きの時代考証ノート

大森洋平さんの著書



『考証要集』
大森洋平 著／文春文庫

ますし、試写のときに見て、編集でやり直すこともあります。ただ、放送に出たらもうおしまいです。新人のときに上司から、「番組と尻は出てしまったら終わり」（笑）と言われたけど、そのとおりですね。

——番組でお願いしている考証のための専門家の先生もいらっしゃいますね。

はい。先生方の守備範囲外に対応するのが自分の任務です。

——大森さんはご自分のお仕事を「すきま産業」とおっしゃっていますが、そういう専門家同士のすき間を埋めるために何をなさっていますか。

一番いいのは読書ですね。それも古本をいろいろ集めてくる。あとはその当事者に聞く。ちゃんとした本は、やっぱりちゃんとしたことが書いてありますから、それを丹念に読んでいくのが一番いいし、それで蓄積したことを専門の先生にぶつけるとちゃんとした答えがいただけます。先生方にも何か刺激になることが多いので、「これは面白い。思ってもみなかった」なんて褒めていただくこともありますので。

——どんな本を読まれるんですか。

聞き書きの類とか史伝とか、あと文章が明晰なものです。永井荷風の『断腸亭日乗』なんかも、戦前・戦中考証の資料として読むと非常に得るところが多い。

——読んだ本は、気に掛かるところを一行一行、みんな手書きでメモしていらっしゃいます（写真参照）。

やっぱり手で書いた方が頭に入ります。いい万年筆を使って、好きな色のインクを使ってですね（笑）。これが考証のネタ帳です。

——昔の映画も参考にされますか。

はい。実に役立ちますねえ。

——それは昔の映画の方が、考証がしっかりしていたということですか。

いや、歴史考証でいうと今よりも雑なところはあるんですけれど、やっぱり昔の人は昔の建物や着物に慣れているから所作が綺麗だし、昔ながらの正しい日本語でしゃべりますから。例えば武士が帰ってきて刀を奥方に渡すとき、手が直接に刀に触れないようにたも

とで受ける。これを昔の女優さんは非常にうまくやる
とか。

—— まだそういう文化が残っていたんですね。

時代劇はそういうものを、日本舞踊とか茶道とか
あるいは剣道とかでそれぞれ受け継いでいますから、
そこから持ってきてまたひとつのシーンに組み立てる
ことはできます。しかし、戦前ドラマの普通の生活や
軍隊の動作は、相当失われてしまっているのが難し
い。例えば自衛隊の所作は米軍の影響が強いの
で、旧日本軍とはまた違ったりします。そのまま取り入
れとおかしくなったりします。

—— 公の文献にはないオーラルヒストリーを意識してい
らっしゃいますか。

はい。古文書は同時代の人が紙に書いた記録です
から。今の弁護士さんが裁判所に出している書面を
見て、それだけを基に（数百年後の人が）今の言語
を想像したらかなり変なことになりますでしょう？

—— そうですね。

古い言葉の用例については広く網を打たなきゃいけ
ない。そういうときは、聞き書きとか、古典芸能に
残っている言葉とか、実際の体験談とか、そのとき
その人は何と叫んだとか。「家康が『マタ勝チタルワ』
と叫んだ」。当時の文語文だけど、そういうところだ
けは口語文が残っていたりするわけで、丹念に拾うと
役に立つことはありますね。

—— これは怪しいぞと勘が働くときは？

やはり長年やってると、嗅ぎ分けられるようになり
ます。時代考証は法律と違いまして、疑わしきは死
刑なんです（笑）。出さない方がいいんです。無理に
出したら、絶対どこかおかしくなりますから。

—— たとえば？

文書のリアリティとか。ディレクターは小道具で作

った手紙とか文書を画面に見せたがるんです。だけど、
当時の文章は崩し字で書いてありますでしょう。する
とパッと見たって、一般の視聴者にはわからない。そ
れをたまたまテレビで学者さんや郷土史の研究家が見
ていると、そんな書式はないし言葉がおかしいとか言
ってくる。そういうときは、見て、アッと驚くなど、
何かりアクションする演技だけでいいじゃないかと。
リアルに見せようとする方向が違っちゃうと、どんど
ん足をすくわれますからね。時代劇というのはあくま
でもストーリーを楽しむものであって……。

—— 「考証要集」の前書きで一龍斎貞水さんの「型破り
なことをやろうと思うなら、まず型をよく知らなければ
ならない」という言葉を引いていらっしゃいますね。

亡くなられた評論家で僕が非常に尊敬している瀬
戸川猛資先生が、「やっぱり面白いものにはある型が
ある。それを踏襲すれば面白くなるんだけど、破ると
面白くなくなる」ということを言っています。『ナバ
ロンの要塞』という名作戦争映画が、実はギリシャ
神話がパターンになっているんだというのを読んで、
へ～と思ったんですけど。

だから、その型を重んじてやっていくと面白くなる
んですよ。ところが、型を壊した後で何かを作るの
は一苦勞です。壊すことに労力を使ってしまって何
もその後に建設ができない。それこそどこかの国の悲
惨な革命はあったけど、みたいなことになっちゃう。
だから、ある時代の人たちは今とは違って、こうい
う枠組みでものを考えていたというのをおさえておけ
ば、今見ても面白い話になるんです。戦国時代の人があ
まり自由、平等、博愛とか女性の権利とか言い出すと、
それは今の理屈だろうということで、逆に面白くなく
なる。だから、武家の奥方が百姓に話し掛けるときに、
敬語なんか使わない。

—— なるほど。

「そうしていただけますか」とは言わない。「そうし
ておくれでないか」とは言うかもしれない。あるいは

弁護士にオススメの 時代考証資料



『法窓夜話』
穂積陳重 著／岩波文庫



『徳川時代の文学に見えたる私法』
中田 薫 著／岩波文庫



戦前の法服(東京弁護士会蔵)を
身にまとった大森洋平さん

「そうしておくれ」と言うでしょう。ただ、人間としての感情は今も昔も同じだから、その「そうしておくれ」に情を込めた言い方をすればいいわけで。

——フィクションのドラマとしては許される部分みたいなものがあります。その辺の判断はどうされるのですか。

時代考証はしっかりやります。さっきの「疑わしきは死刑」みたいに。ただ、それをどこまで採用するかは演出のさじ加減もありますね。黒澤明だったら、本当に女優さんにお齒黒にさせるかもしれないけど、毎週撮っているドラマでそこまで女優さんを拘束できるかというのは、また別な問題になりますから。

ただ、さっき言ったように、言葉の考証は厳しくて、当時なかった言葉は使うべきじゃないし、当時の言葉でも今のせりふにしたら分かりにくいところは、より耳になじむ大和言葉に直す。万事は相対的な問題になります。

——絶対的な基準はない。

はい。大河ドラマなんて、NHKが作るから絶対的な基準に違いないと思っちゃうんですけど、決してそういうことはありません。

——最後に、弁護士にオススメの時代考証資料がありましたら。

穂積陳重「法窓夜話」(岩波文庫)と中田薫「徳川時代の文学に見えたる私法」(岩波文庫)はいかがですか。

——「徳川時代……」は知りませんでした。

江戸時代の婚姻、手附、離婚、相続などについて、近松や西鶴の作品から題材を引いて説明しています。とても面白いです。

——今日は、東京弁護士会蔵の戦前の法服も着ていただきました(写真参照)。

祖父が戦前、検事だったんで感無量です！ 貴重なものをありがとうございます。戦前の法曹界を描く番組を作るときには、ぜひともご協力をお願いします！

プロフィール おおもり・ようへい

昭和34年 東京都生まれ。東北大学文学部西洋史学科卒業。NHK入局後、古典芸能部、教養番組部等を経て、平成11年よりドラマ・ドキュメンタリーの時代考証業務を担当。現在、NHKドラマ番組部 シニア・ディレクター。

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

新人へのエール

副会長 船木 秀信 (42期)

67期司法修習生の一斉入会登録で、東京弁護士会には250名の登録申請がなされ、10月21日の臨時常議員会で承認されました（その後一部取り下げられています）。弁護士界に新しい旋風を吹き込む若い力に、大いに期待したいところです。

しかし気になることもあります。東弁事務局に提出された250通の申請書類のうち、なんと165通が、記載不備のため訂正が求められました。会員課では2日間にわたり、17:30～19:00、職員総出で窓口訂正に対応

いたしました。記載例が同封されているにもかかわらず、本籍欄の記載のないもの、氏名欄に押印のないもの、修正印、契印のないもの、プリンターの不良の影響か欠字のままのもの、事務所の電話番号の誤記、本籍表示が戸籍上の表記と異なるもの等々、形式的な不備が65.7%に達しているということです。それぞれ事情はあるのでしょうか。しかし、今後、言い訳の利かないプロの世界で生きていくという、強い自覚を持っていただきたいと願うばかりです。

総会

副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。すでに11月18日には当会の臨時総会を行いました。また、12月5日には日弁連の臨時総会があり、さらに来年3月16日は本年度2回目の当会の臨時総会が予定されています。総会は弁護士会としての最高の意思決定の場です。会員7200人余りと多いのですが、本人出席200人を確保するのが大変です。

弁護士自治を守りより強固にしていくためには、やは

り会員本人が出席して意見を述べるということが必要だと思います。議案自体が面白くない（関心が持てる議案もあると思いますが）というご批判はあろうかと思いますが、それでもなお、出席のうえ発言をしていく姿勢が必要なのではないかと理事者になって思います。

なかなか、共有できない思いかもしれませんが、理事者室からのメッセージとして受け止めていただけると嬉しいのです。

贖罪寄付を東弁に

副会長 彦坂 浩一 (44期)

東弁では、一弁・二弁とともに、被疑者弁護援助や少年付添援助について加算援助事業を行っています。

障がいがある方の弁護のためには、社会福祉士や精神保健福祉士との連携が必要となることがありますが、更生計画書の作成のための実費等が問題となっています。この解決のために加算援助制度の改正による対応が可能かが今後の検討課題です。

これら加算援助制度の貴重な財源となっているのが、東弁に寄せられる贖罪寄付（被疑者・被告人の改悛の真情を表すための寄付）です。東弁に寄せられた贖罪寄付の半額は、日弁連が行う犯罪被害者、外国人、難民、子ども、高齢者・障がい者・ホームレス等の法律援助の財源にもなります。

被害者なき犯罪等の情状弁護の際には、東弁に対する贖罪寄付をご検討ください。

将来に向かっての法律研究部の意義

副会長 松田 純一 (45期)

法律研究部は、現在17あり、研究・研修や講師や法律専門家派遣、そして論文発表など大きな貢献をいただいております。事務局職員は入退会管理は行いますが、出欠管理や資料配布はしておらず、各部には、年間10万円の研修費を支出しますが、自律的に活動されています。

そのあり方は、当会全体の将来の「研修・研究」ニーズにヒントを与えてくれていると思います。個人的に

は若干のルール化は必要だと思いますが、予算配慮も行い、新たなコミュニティとしてますます発展していただきたいと願っております。

なお、例年、委員会の統合が検討されますが、事務局職員が出欠管理、資料作成、コピー等を行う負担が大きい状態にあります。IT活用やペーパーレス化への取組が必要だと思いますが、法律研究部のあり方も大変参考になると思います。

IBA東京大会

副会長 栗林 勉 (45期)

IBAの東京大会が10月19日から24日まで、有楽町国際フォーラムで開催されました。世界各国から6300名を超える弁護士の参加があり、大盛況のうちに無事に終了しました。当会では、友好協定を結んでいるパリ弁護士会、香港弁護士会の役員と個別に打ち合わせを行い、人の相互派遣を含む今後の協力関係について話し合うとともに、10月22日には、世界大都市弁護士会リーダーズ会議(WCBL)に所属する弁護士

会の役員約50名をお招きし、昼食会を開催しました。当会としてもこれだけ多くの海外のお客様をお招きしての昼食会の開催は初めてのことであり、無事に行うことができるかどうか心配しておりましたが、国際委員会の委員をはじめとして多くの会員の協力のもとに、大盛況のうちに終了することができました。ボランティアで協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

立川支部本庁化・多摩支部本会化推進本部の設置

副会長 富永 忠祐 (46期)

10月24日午後4時から弁護士会多摩支部において、東京弁護士会多摩支部臨時総会が開催され、「東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部」の設置が満場一致で承認されました。これは、420万人にのぼる多摩地域の市民のためのリーガルサービスの充実のためには、東京地方・家庭裁判所立川支部を本庁化し、かつ東京三会の多摩支部を統合して本会化することが必須であることから、その

ための実行組織を立ち上げるものです。

平成30年4月からは、多摩支部会員は、多摩地域に事務所を有することが資格要件となり、23区内に事務所を有する会員はその資格を失いますので、それまでの約3年間に東京三会で歩調を合わせて多摩支部の組織をより一層強化することが重要です。推進本部の設置は、本庁化・本会化に向けて大きな一歩を踏み出したものであり、今後の発展が大いに期待されます。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第42回 10・8 集団的自衛権反対の日弁連集会・行動, 大成功!

憲法問題対策センター副委員長 下林 秀人 (32 期)

安倍内閣の集団的自衛権行使容認決議に対する反対・宣伝行動として、日弁連は本年10月8日(水)日比谷野外音楽堂とその周辺で「憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8大集会&パレード〜国民の声を届けよう」を開催・実行し(東弁など関東地域の弁護士会が共催)、大成功をおさめた。

この集会・行動には、全国から数百名の弁護士・弁護士会が幟旗、たすき等を身につけて参加。また、全国から多数の市民が自発的に参加。総勢約3000人に上り、熱気あふれる大集会・行動となった。

まず、同集会には国会議員16名(民主党4名、日本共産党5名、社民党6名、生活の党1名)がかけつけ、舞台に列席した。

集会の冒頭、村越進日弁連会長が次のとおり開会あいさつをした。「強制加入団体である日弁連は集団的自衛権行使容認反対の運動をすべきではないという批判の声もある。しかし、弁護士の使命は人権の擁護であり、戦争は最大の人権侵害。憲法に定められた恒久平和主義を擁護することは弁護士の責務。集団的自衛権行使に反対するため、立ち上がった。平和憲法を守り、9条を堅持するために全力を尽くす」

これに引き続き、メインゲストの発言者6名から要旨次のとおり発言があった。

● 宮崎礼壹氏 (元内閣法制局長官／法政大学法科大学院教授)

自衛権は「わが国が外国から武力行使を受けているか否か」が分水嶺。武力行使を受けていないにもかかわらず武力を行使することは「先制攻撃」で、それが今回の解釈改憲の意味するところ。閣議決定は限りなく拡大解釈でき、極めて危険である。

● 上野千鶴子氏 (社会学者／戦争をさせない1000人委員会呼びかけ人)

7月1日は「壊憲記念日」であり、立憲主義・法治

国家が壊された日。集団的自衛権行使は日本をアメリカの戦争の共犯者にするもの。「戦後」を「戦前」に換えてはいけない。法律家は(閣議決定によって失われた)法の信頼を取り戻す責任がある。

● 青井未帆氏 (学習院大学教授)

今を将来振り返ったとき、「あれは戦後平和主義の終わりだった」ということにならないか。憲法がものすごく軽く扱われているが、政治は憲法に従わなくてはならない(立憲主義)。秘密保護法・日本版NSC法・集団的自衛権の根っこは1つ。過去から学んだ知恵と経験を未来に引き継ごう!

● 中野晃一氏 (上智大学教授／立憲デモクラシーの会呼びかけ人)

安倍首相の言う積極的平和主義は、具体的な定義がなされていない。唯一見つかったのは「消極的平和主義の逆」(笑)。安倍首相の言動を見ると、過去の戦争に対する真摯な反省というものが全く見られない。

● 三木由希子氏 (NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長)

集団的自衛権は、それを決める人とその結果に従う人(戦争に行く人)が違う。私は政府が握っている情報の公開を求めているが、それは知って自分自身で判断したいから。平和も自分たちの手で獲得していくもの。

● 高田健氏 (解釈で憲法9条を壊すな!実行委員会)

日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の中間報告が今日出た。政府部内で矛盾が噴出しているようだ。政府がいろいろなことを焦って進めているのは、本当は国民を恐れており、実際は私たちが追い込んでいるのだ。ここに希望がある。

これらの発言・報告を受けた会員・市民は大いに盛り上がり、拍手や歓声がこだました。その余勢を駆って、集会後、弁護士集団を先頭に霞ヶ関〜銀座〜有楽町をデモ行進。市民・通行者等の注目を集めた。

秘密保護法 解説

第16回 特定秘密保護法施行令等の閣議決定

秘密保護法対策本部事務局長 堀井 準 (38 期)

2014 年（平成 26 年）10 月 14 日、特定秘密の保護に関する法律（以下秘密保護法という）の施行令（案、以下施行令という）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下運用基準という）が閣議決定された。

今回閣議決定された施行令、運用基準については、2 万 3820 件ものパブリックコメントが寄せられた。それにもかかわらず、運用基準の一部を除き、ほとんど素案と変わらないものとして閣議決定がなされている。こうした国民の多数のパブリックコメントを無視した姿勢にも、国民主権原理に反する秘密保護法（施行令、運用基準含む）の姿勢が表れている。

この施行令、運用基準によって、従前から指摘している秘密保護法に対する懸念は払拭されることがないばかりでなく、より具体的なものとなった。

たとえば、秘密保護法は、集団的自衛権の容認を進め、その恣意的な行使を行いやすくするのではないかとの危惧を持たれていたが、今回の運用基準の閣議決定により、その危惧が明らかになったばかりでなく、集団的自衛権行使が、国民のあずかり知らないところで決定、行使される恐れが現実のものとなってしまった。すなわち、2014 年 7 月 1 日の閣議決定によると、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力行使が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には武力行使が許されることとなるが、今回閣議決定された運用基準によると、秘密指定されうる事項として、「（秘密保護法別表 1 防衛に関し）b 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用

協力に関するもの（以上運用基準 4 頁）」「（秘密保護法別表 2 号外交に関し）外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、a 国民の生命及び身体の保護、c 海洋、上空等における権益の確保、d 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る、以上運用基準 6 頁）」、「（秘密保護法別表 4 号テロ対策に関し）テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報（以上運用基準 8 頁）」が明記されている。このように、武力行使の要件に該当するかどうかの基本的な情報が秘密指定され、国民や国民の代表である国会に何ら明らかにされないまま、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」として武力行使が決定・行使されてしまう危険がまさに現実のものとなってしまったのである。

そのような危惧を是正する手段も設けられていない。制度としては、武力行使に関する秘密指定だけでなく、秘密指定全体について、内閣府独立公文書管理監が、特定秘密の指定が秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは指定の解除を求めることができるとしている。しかし、内閣府内におかれることから政府から独立した機関ではないし、選任母体となる情報保全監察室の構成メンバーは、防衛省、外務省、警察庁等の審議官レベルの人員で構成するともいわれており、十分な検証や監察を行うことは期待できない。

このような、国民主権主義をないがしろにし、基本的人権を損ない、恒久平和主義を骨抜きにする秘密保護法は即刻廃止されるべきである。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第6回 「女性社外役員候補者名簿提供事業」が始まります！

男女共同参画推進本部事務局次長 的場 美友紀 (52 期)

1 女性社外役員候補者名簿提供事業について

この度、東京弁護士会は、女性社外役員候補者名簿を作成し、女性社外役員の起用を検討する上場会社に対して提供する事業を開始することになりました。

この試みは、政府の成長戦略の一環として、上場会社をはじめとする企業の女性役員の登用が推奨され、女性弁護士はその給源として大きな期待がかけられていることを踏まえたものであるとともに、私たち弁護士が今後活動領域を拡大し、コーポレート・ガバナンスの領域で社会に貢献してゆくための重要な足掛かりともなり得るもので、従来とは違う形での、弁護士と企業との新たな接点となるものと捉えています。

また、この事業に関しては、内閣府男女共同参画局から、日本弁護士連合会を通じて協力要請を受けているところであり、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び大阪弁護士会をはじめ、各地の弁護士会で女性弁護士社外役員候補者名簿の提供事業への取り組みが進められています。

2 名簿登録要件等

本事業の実施に当たり、2014年10月7日の常議員会で「女性社外役員候補者名簿の作成・提供事業に関する実施要領」を審議、承認いただきました。

同実施要領に定められている名簿登録要件は、次のとおりです。

- (1) 弁護士登録（外国法事務弁護士特別会員にあっては外国法事務弁護士登録）の期間が通算して7年を超えていること。
- (2) 東京弁護士会倫理研修規則に規定する倫理研修を全て履修していること及び推進本部が指定するその他の研修を受講すること。
- (3) 弁護士賠償責任保険の被保険者であること。
- (4) 過去に懲戒処分を受けていないこと（業務停止の期間が満了した日から3年を経過している場合及び戒告の処分の効力が生じた日から3年を経過している場合を除く）。

具体的な名簿登録の方法や、当本部が指定する研修等は、会員サイト等で、別途ご案内をさせていただきます。

また、本事業は、来年度の役員選任にも役立てていただけるよう、本年12月中には名簿の提供を開始する予定としています。

3 最後に

当本部では、今後、実際に、本事業で作成した名簿を企業に活用していただき、社外役員の登用につなげていくために、企業に経営者が社外役員に何を期待しているのかといったニーズ調査や、広報活動等への取り組みを検討していきたいと考えております。

ぜひ、多くの女性会員に名簿登録をいただけることを期待しております。

第54回

インハウスイヤーに聞く

vol.1 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

聞き手：新進会員活動委員会委員 牛島 貴史 (65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、インハウスイヤーへのインタビュー企画の第1回として、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ（以下、「MCHJ」という）にてご活躍されている杉野文祐会員（61期）にお話を伺いました。

—— MCHJの概要について教えてください。

MCHJでは、持株会社である株式会社三菱ケミカルホールディングス及びその事業会社等で構成される三菱ケミカルホールディングスグループの一定範囲の法務、監査、経理、ファイナンスに関するサービスの提供を行っています。私が所属する法務部には約30名の従業員がおり、国際法務第1第2、国内法務、商事法務、知財の各グループに分かれて仕事をしています。

—— 杉野さんはどのような業務をなさっているのでしょうか。

私は法務部の知財グループが組織上の主務なのですが、実際の業務内容としては国内法務が多く、契約書の作成やチェック、法務に関する相談への対応、紛争案件への対応を主に行っています。業務内容は法曹資格の有無によって違いはなく、弁護士だからといって特別な権限や裁量があるわけではありません。もっとも、相手方として他社の法務や知財の関係者とお会いした際に、発言の重みが多少増したり、弁護士としての意見を求められたりするなど、法曹資格を有することが活きる場面もありました。また、社内で訴訟の話になると、（限られた期間の経験ではありますが）司法修習での経験がプラスになったと感じることもあります。

また、私は、三菱レイヨン株式会社の総務部法務グループも兼務しているため、グループ全体のみならず、同社独自の法務にも携わっています。

なお、MCHJの従業員は各事業会社からの出向という扱いなのですが、出向元の事業会社の習慣や風土によっても案件への取り組み方が若干違うように感じています。

—— どのような経緯でインハウスイヤーになられたのでしょうか。

大学の理系学部（化学系）を卒業後、メーカーへの就職を経て特許法律事務所で勤務しました。この事務所で働く中で次第に法曹資格を取りたいと考えるようになり、働きながら通うことができる法科大学院に進学しました。そして、司法試験合格後、転職先を考えるにあたり、元々メーカーでの勤務時に企業人としての面白さを感じており、企業の方が理系学部出身であることを活かせるのではないかとその思いや、特許法律事務所で培った知財分野の知識・経験を発揮したいとの思いがあったことから、弁護士登録と同日に、法務及び知財の両分野に関わる人材を中途採用で募集していた三菱レイヨン株式会社に入社しました。

入社後2年間は同社の知財部に配属され、弁理士としても登録をしていましたが、その後同社法務部への異動をきっかけに弁理士登録のみ抹消しました。それから約2年半後、MCHJの法務部に出向となり、現在に至っています。

—— インハウスイヤーとしての良いところや大変なところを教えてください。



杉野 文祐 会員 (61 期)

良いところのひとつは、ワーク・ライフ・バランスが保たれた労働環境となるような会社の配慮があることです。また、一般の法律事務所に比べて、給与面や待遇面で安定感や安心感があるというのもメリットです。

反面、組織の一員としての行動が求められますので、自由度や裁量の面では法律事務所に比べて制約があるかもしれません。インハウスロイヤーとしては、自社事業に関する情報等、法律以外の分野についての理解やスキルも当然必要になってきますが、当社では、社会人経験のない者については、他の新入社員と同様に新人研修プログラムが課されています。

—— MCHJには他にも弁護士がいらっしゃいますか。

私の他に、法律事務所からの期限付きの出向により業務を行っている63期の弁護士が1名います。また、66期の弁護士が平成26年1月に入社しましたが、同年10月に法律事務所に期限付きで出向となっています。

—— 他社のインハウスロイヤーとはどのような関わり合いがあるのでしょうか。

日本組織内弁護士協会（以下、「JILA」という）の活動を通じて交流があります。JILAは、インハウスロイヤーとその経験者によって平成13年に設立された団体で、インハウスロイヤーの現状についての調査研究や、その普及促進のための様々な活動を行っています。平成26年9月8日

現在919人の会員があり、業界分野ごとに分けられた10の部会や、専門分野について勉強を行う研究会などがあります。私は、化学・繊維・鉄鋼などの素材関連業界のインハウスロイヤーで組織された第1部会及び知財研究会に所属しており、度々勉強会や懇親会を開いています。

—— 会務活動・公益活動への参加状況はいかがですか。

現在は公益通報者保護特別委員会に所属しており、以前には東京弁護士会法曹養成センターに所属していたこともあります。MCHJでは比較的融通がきくため、平日日中の会議などにも参加することができています。

—— 弁護士会費はご自身で負担されていますか。

いいえ、会費は会社に負担してもらっています。もっとも、MCHJでは弁護士登録の有無で仕事の内容に違いはありませんので、会社到会費負担の意味が説明できるようなメリットがあればいいと思っています。また、会社によっては会費が自己負担とされ、それを理由に弁護士登録を抹消した人もいます。

インハウスロイヤーの人数もここ数年で大きく増えていますので、弁護士会としてインハウスロイヤー向けの対応や理解が深まることに期待しています。

—— 最後に、インハウスロイヤーに興味のある方へ一言お願いします。

企業には法曹資格がなくとも、優秀で経験豊富な従業員がたくさんいます。その中で弁護士として働くことは、プレッシャーを感じることもありますが、活躍の場を広げることにも繋がると思います。

また、インハウスロイヤーと一口にいっても、働き方は様々です。興味のある方は、色々な人の話を聞いてみるとよいと思いますし、最近では本も充実していますので参考にされるとよいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

54期

めっちゃ楽しかった1年半

会員 二宮 麻里子 (54期)



私は、第54期生として司法研修所に入所しました。平成12年4月に入所し前期修習を経て、同年7月から平成13年6月まで、神戸で実務修習をし、同年7月から3か月後期修習というスケジュールでした。一言で言えば、「めっちゃ楽しい1年半」を過ごしました。

前期修習では、一番後ろの席で、ズラ〜と並ぶ人（しかも、スーツだから黒っばい！）の背中を眺める日々でした。左右は女性でしたが、この一帯だけピンクやブルーなどの華やかな色合いのスーツやシャツを着ていたため、誰が名付けたのかは分かりませんが、「リゾート地帯」と呼ばれていました。また、何組かのバンドでライブハウスを借りてライブも行いました。

こう書くと遊んでばかりいたように見えますが（ま、実際そうなんです）、要件事実の勉強なども少しはしたような気がします。

実務修習開始の前日には神戸地方で大雨が降り、何かを暗示するかのように、停電に見舞われました。

当時の神戸修習は47人、4つの班に分かれており、私が所属した班は11人で、民裁→刑裁→弁護→検察という「2回試験に落ちるパターン」で実務修習を行いました。裁判所に6か月間続いているので、裁判官や書記官の方はもちろん、お掃除の人に至るまで顔見知りという状態でした。修習生担当裁判官（女性）の官舎に班のみんなで呼んでいただいたり（当然、官舎にいる他の裁判官の部屋も襲撃）、女子会をしたりもしました（担当裁判官はガールズトークが

好きでした）。弁護修習では、メインになる修習先の他に、2週間ほど別の事務所でも修習をしました。私のメイン修習先は、大手の企業法務を扱う事務所でしたが、もう1つは弁護士1人の小さな事務所でした。事件の種類も、雰囲気も全く違う事務所を見ることが出来たのは、非常に勉強になりました。検察修習でも、検事正から警備員さんに至るまでが修習生の顔を知っているという状態でした。検事正のご自宅に呼んでいただいたり、5月の連休に班の友人で九州に旅行に行ったりもしました。

こう書くと、前期修習に輪をかけて遊んでばかりいたように見えますが（ま、否定は出来ませんが）、若手の裁判官が主催して下さった要件事実勉強会にだけは、毎回、きちんと出席していました。9回程度だったと思いますが、毎回、問題を出していただき、担当者が発表し出席者全員で討論して回答を出していく形式の勉強会でした。課題は結構ハードで大変ではありましたが、この勉強会のお陰で、後期の起案や2回試験で苦しまずにすんだのだと実感しました。

後期はさすがに2回試験に向けての勉強もしましたが、それでも、友人とご飯に行ったりして楽しく過ごしました。

修習時代を振り返ると、イロイロあったはずですが、楽しかったことしか思い出せません。大切な友人や先輩にも巡り会うことも出来ました。いくら文字数を使っても伝えきれない、やっぱり「めっちゃ楽しかった」としか言えない1年半でした。

同業者との繋がり

会員 門屋 徹



1 実務修習を経て

司法試験合格後、実務修習は富山県に配属となりました。まさかの第6希望地。就職活動の面接の度に片道3時間を費やさなければならないという事態に呆然としましたが、修習自体は大変充実していました。

当時、富山県弁護士会の所属会員数は100名に達しようかというところで、弁護士同士は多くが顔見知りといった様子でした。事件の相手方代理人が最近一緒にお酒を飲んだ人、というケースも珍しくないようで、地方の単位会ならではの顔が見えやすい環境で10ヶ月を過ごしました。

その後、現在の事務所への入所が決まり、当会に入会することになりました。会員数約7000名。修習時代に見てきたような、事務所を越えた弁護士同士の繋がりは到底期待できないと思っていましたが、いざ働き始めてみると、予想とは些か異なっていました。

2 会派活動

私の周りには会派での活動を熱心に行っている方が多く、私も入会直後から多くの行事に参加させていただきました。弁護士会の派閥というと主に選挙活動を行っているというイメージでしたが、各種研修やレクリエーション企画等、様々な催しが行われていました。また、今年度は某会の執行部員の役職を仰せつかったこともあり、多くの方にお目にかかる機会を得ることができました。

3 クラス別研修

クラス別研修は、昨年から実施されている新規登録弁護士に対するゼミ形式の研修です。登録番号順に約

20名ごとのクラスに振り分けられ、各クラスに担任・副担任が割り当てられます。事前に与えられた課題について議論し、担任・副担任からコメントを頂きます。

私のクラスでは定期的に懇親会が開催され、カラオケボックスでダンスを練習したり、高尾山のピアガーデンに行ってみたりと、研修外でも交流があります。日々の業務の悩み等について気軽に相談できる同期・先輩が増えたことに加え、クラスのメンバーが様々で（海事専門の事務所に勤務する弁護士、法テラスのスタッフ弁護士、上場企業の企業内弁護士等）、自分の携わったことのない分野についての話を聞くことができ、大変有意義なものになっています。

4 多くの方との繋がりを

弁護士会全体、というわけにはいきませんが、このようなコミュニティを通じて、事務所の垣根を越えた弁護士同士の繋がりを持つことができています。

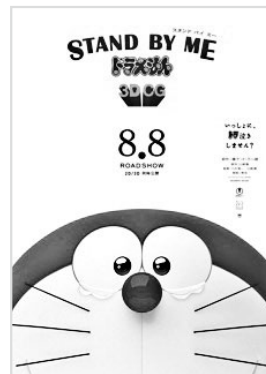
以前、「弁護士は、毎日まっすぐ帰宅してばかりいるようでは駄目だ」という趣旨のお言葉を頂いたことがあります。また、「幅広い人脈を築いていくことは、仕事を得るという意味でも、得た仕事を円滑に処理するという意味でも重要である。同業者同士の繋がりはその最たるものだ」と仰る方もいらっしゃいました。まだまだ駆け出しで、日々の業務をこなすことで精一杯ではありますが、多くの方との繋がりを作れる機会があれば、積極的に飛び込んでいきたいと思っています。とはいえ、「毎日飲み歩く言い訳ができたわけではないか」という指摘が飛んできそうですので、業務を第一に、ほどほどに致します。

『STAND BY ME ドラえもん』

2014 年／日本／八木竜一・山崎貴 監督作品

誰でも「ドラえもん」

会員 木村 容子 (64 期)



© 2014 「STAND BY ME
ドラえもん」製作委員会

はじめに

私は漫画家の藤子・F・不二雄氏の作品、とりわけドラえもんの漫画が大好きである。「(この歳で)今さらドラえもん？」と言われたこともあるし、子どもっぽいと思われる方もいらっしゃるだろう。しかし、今作は、「子ども経験者へ」といった触れ込みもあり、子どもだけでなく、実は大人が様々な思いを感じることができる部分が多々ある。なお、作品の結末に触れるため、鑑賞前の方はご注意ください。

あらすじ

今作は、主に複数の原作の名作をテンポよく繋ぎ、ドラえもんとのび太の関係性や、のび太としずかちゃんの話を描いている。

22世紀のネコ型ロボットのドラえもんは、のび太の悲惨な未来を変えるために、のび太の玄孫セワシにタイムマシンでのび太のお世話係として20世紀へ連れて来られる。ドラえもんが乗り気でなかったため、ドラえもんはセワシによって、のび太を幸せにしない限り22世紀に帰れないようプログラムされてしまう。その後紆余曲折を経て、ドラえもんとのび太は、のび太がしずかちゃんと結婚できる未来を目指し奮闘する。

ドラえもんとの別れはいつか

映画のなかで、のび太がタイムマシンで未来に行き大人になったのび太と会うことになるが、大人ののび太は、ドラえもんに挨拶をしない理由として、子どもののび太に「ドラえもんはきみの、ぼくの子どもの頃の友達だからね」というような説明をする。この意味深長な台詞により、大人になったのび太は既にドラえもんと別れていることが示唆され、ふとドラえもんがどの時点

で22世紀に帰るのか疑問が湧く。この疑問は解消されないまま、映画はドラえもんがプログラム上強制的に22世紀に帰るという局面に突入する。その後、ある理由でドラえもんは再び20世紀に戻ってくるが、いずれにせよのび太が大人になるまでの間、いつ22世紀に帰るのか等については不透明なままだ。このことは、未来よりも今に重点を置くスタンスであると私は感じた。さらに、一時的ではあるがドラえもんとの別れのシーンが強調されたことと相まって、当たり前存在と感じていたドラえもんとの出会いの奇跡を強く感じるようにできている。今その瞬間を大切に、今そばにいるドラえもんとの時間を大切にしようというメッセージが読み取れる。

今、身近な「ドラえもん」を大切に

このことはドラえもんとのび太の関係だけでなく、私たちの世界にも当てはまる。今はドラえもんこそ発明されてはいないが、実は見渡せば、私たちのそばには、助けてくれる身近な人、ドラえもんのような大切な存在がいることに気付かされる。ドラえもんが22世紀からタイムマシンでやってきたことは奇跡である。それと同様に実は身近な人々との出会いも奇跡であって、共に過ごす瞬間を大切にしたいという気持ちになるのである。誰しも周囲にはドラえもんがいて、その者も誰かにとってのドラえもんになり得るのだ。

また、ドラえもんとのび太の関係は、一方的にドラえもんがのび太を助けるという関係から、一緒にいて幸せであるという関係性に至っている。つい当然の存在と思いがちであるが、そういう身近な「ドラえもん」と呼べる存在を大切にしていこう。

コーヒーブレイク



ブラジル・レシフェのスタジアム

ブラジルW杯を観戦して

会員 白井 裕子 (38期)

2014年6月14日午後9時、私は、友人たちとブラジルW杯日本代表第1戦（コートジボワール戦）の試合会場レシフェのメインスタジアムにいました。

左手後方にはあのカズ（三浦知良）が雨なのにレインコートも着ずパリッとスーツを着て感慨深げにピッチを見つめていました。

午後10時（日本時間15日午前10時）、怒涛の大歓声とともにキックオフ！そして、前半16分、直前まで不調の本田が値千金の先制ゴール！そのゴールは日本サポーター陣ばかりでなくスタジアム全体が賞賛する素晴らしいものでした。しかし、観ている私は、これで行ける！という感じが持てず不安で一杯でした。というのも、日本代表の動きが悪く、直前の埼玉スタジアムでの壮行試合やアメリカでの親善試合の時と明らかに違い、特に香川の気負い過ぎ（無理にドリブルで抜こうとして奪われリズムが崩れる）と自分たちの型にこだわりマークされているのに香川と本田に集めるパターンが気になりました。その不安は、後半相手エースのドログバの登場（この時の地鳴りのようなスタジアムの唸りは忘れられません）で的中してしまいました。あっけなく2点を取られ逆転負け。試合終了後は、正直W杯が終わってしまったかのようなやり切れない虚脱感（成田からダラス経由リオデジャネイロ経由でホテルのあるナタルまで約30時間、ホテルから試合会場までバスで片道約8時間もかけて応援にきましたから）に包まれました。

しかし、帰国後、失点の原因をビデオでチェックしましたが、テレビではあのドログバ登場の時のプレッシャーまでは伝わっておらず、改めて生観戦の楽しさを認識しました。また一時虚脱感に襲われたものの、帰国後決勝トーナメントの試合をテレビ観戦し、その素晴らしい・充実感を味わうことができました。

ところで、私とサッカーとの出会いは、古くメキシコ

オリンピックでの日本の活躍とネルソン吉村のプレーに遡ります。そこで、サッカーの創造性、自由さ、楽しさを知り、その後、日本代表を応援し続け、2006年ドイツW杯のニュルンベルクでのクロアチア戦観戦後は、息子の影響もあり海外サッカーにも魅了され、2010年には当時世界最高と評されていたエルクラシコ（バルセロナとレアルマドリードの試合）観戦に息子とスペインまで出かけたりもしました。

そして、サッカーを通して副次的な楽しみや効能も得ました。第1に、サッカーは世界の歴史（特に民族戦争）と関係が深く世界の歴史を学べること、第2に、サッカー人口の多さから、サッカーは世界共通語であり得ること、第3に、W杯に関していえば、特に外国の選手や各国のサッカーの4年間の成長が見られ、世界サッカーの到達点（流行？）が分かること、第4に、日本代表戦に関していえば、スタジアム観戦後ビデオで再確認し、試合中のコメントや試合後の論評をみて、メディアや解説者と自分の感じたことの差異を知り、サッカー観が作れること、第5に、顧問先や依頼者との会話（雑談）でゴルフをしない人との雑談にサッカーの話ができること、最後に、娘と異なり、思春期の難しい（親との会話はウザイ！）時期に中学からサッカー部の息子とサッカーの話題だけは話が弾み、試合観戦だけでなく、サッカー選手の生き方を通して物事や仕事に取り組む際の真摯な姿勢や世界の貧困・民族問題・宗教・人種差別問題・サッカービジネス（経済）などを伝えることができ、子育てにも役立ったことです。

たかがサッカーのW杯ではありますが、スポーツを通して世界の国々の事情を知り理解することによって、平和や差別禁止に繋がるということは素晴らしいことであり、今後もサッカー観戦を通じて世界平和、差別等の人権問題により一層関心を持っていきたいと思います。

論文集

『名古屋学院大学法学部開設記念論文集』名古屋学院大学法学部開設記念論文編集委員会／名古屋学院大学法学部

法律学・法哲学

『説き語り法実証主義』大塚滋／成文堂
『法の観察』和田仁孝／法律文化社

外国法

『スイス憲法』Haller, Walter／成文堂
『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』阿部信一郎／商事法務
『イスラーム圏ビジネスの法と実務』イスラームビジネス法研究会／経済産業調査会
『ヨーロッパ特許条約実務ハンドブック 第3版』高岡亮一／中央経済社

憲法

『国際法の人権化』阿部浩己／信山社
『国際人権を生きたる』阿部浩己／信山社
『憲法解釈論の応用と展開 第2版』穴戸常寿／日本評論社

行政法

『行政法の争点』高木光／有斐閣
『都市行政法精義 2』碓井光明／信山社出版
『災害復興法学』岡本正／慶應義塾大学出版会
『震災救命工学』高田至郎／共立出版

防衛関係法

『国家緊急権』橋爪大三郎／NHK出版
『法律で憲法を変える？ 国家安全保障基本法とはなにか？』東京弁護士会／東京弁護士会

税法

『附帯税の減免措置 加算税・延滞税・利子税等』鴻秀明／清文社
『税理士・弁護士のための税務調査の後の不服申立手続ガイド』松井淑子／日本加除出版
『改正税法のすべて 平成26年版』関根一郎／大蔵財務協会
『実務に役立つ租税基本判例120選 改訂版』林仲宣／税務経理協会
『租税法と市場』Ramseyer, J. Mark／有斐閣
『金融取引と課税 3』トラスト60
『法律家のための税法 民法編 新訂第7版』東京弁護士会／第一法規
『保険税務ハンドブック 2014年度版』保険毎日新聞／保険毎日新聞社
『函解都市農地の特例活用と相続対策 3訂版 平成26年版』今仲清／清文社
『所得税基本通達逐条解説 平成26年版』森谷義光／大蔵財務協会
『法人税法 平成26年度版』渡辺淑夫／中央経済社
『組織再編における株式追加取得・段階取得の会計と税務』小林正和／中央経済社
『事例研究交際費課税 平成26年改訂版』山本守之／大蔵財務協会
『所得税法 理論と計算 8訂版』池本征男／税務経理協会
『事業承継の基礎と実務』森富幸／日本評論社
『路線価による土地評価の実務 平成26年8月改訂』小野山匠海／清文社
『相続の法律・税金と事業承継』加藤真朗／中央経済社
『建設業のための消費税Q&A 税率8%・10%への実務』金井恵美子／建設産業経理研究機構
『消費税の納税義務者と仕入税額控除 改訂版』熊王征秀／税務経理協会
『誤りやすい地方税の実務Q&A』森田純弘／税

務研究会出版局

地方自治法

『自治体職員と説明責任 判例・事例に学ぶ法令の遵守とコンプライアンスの確立』石川公一／ぎょうせい

民法

『各種法人役員登記の実務』立花宣男／新日本法規出版
『債権法改正の論点とこれからの検討課題』瀬川信久／商事法務
『契約書実務全書 第3巻 第2版』大村多聞／ぎょうせい
『名誉毀損の百態と法的責任 判例分析からみる法理と実務』升田純／民事法研究会
『親子福祉法の比較法的研究 1 養子法の研究』鈴木博人／中央大学出版部
『親権法の比較研究』床谷文雄／日本評論社
『成年後見制度』新・アジア家族法三国会議／日本加除出版
『親権と未成年後見』新・アジア家族法三国会議／日本加除出版
『Q&A「成年後見」実務ハンドブック 平成26年7月改訂』田中亮一／セリ出版
『地域後見の実現 その主役・市民後見人の育成から法人後見による支援の組織づくり、新しい後見職務の在り方、権利擁護の推進まで』森山彰／日本加除出版
『相続登記の全実務 新版』田口真一郎／清文社
『相続・遺言の法律相談 第1次改訂版』高岡信男／学陽書房
『Q&A 地代・家賃と借地借家』借地借家・賃料実務研究会／住宅新報社
『一問一答・被災借地借家法・改正被災マンション法』岡山忠広／商事法務
『借地借家法の立法研究』平田厚／成文堂
『建物賃貸借 建物賃貸借に関する法律と判例』渡辺晋／大成出版
『信託目録の理論と実務 作成基準と受益者変更登記の要点』渋谷陽一郎／民事法研究会
『戸籍の窓口 2 (養子縁組・特別養子縁組)』山下敦子／日本加除出版
『逐条解説・電子記録債権法 債権の発生・譲渡・消滅等』萩本修／商事法務
『マンション管理の知識 平成26年度版』マンション管理センター／マンション管理センター
『交通事故における素因減額問題』小賀野晶一／保険毎日新聞社
『医と法から検証した脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群)の理論と実務』杉田雅彦／民事法研究会
『詳説後遺障害 等級認定と逸失利益算定の実務』北河隆之／創研舎
『損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き 2014年版』斎藤博明／保険毎日新聞社
『交通事故後遺障害診断書 6 神経系統・胸腹部・脊柱』宮尾一郎／かもか出版

商法・会社法

『商事法の新しい礎石』飯田秀徳／有斐閣
『会社裁判にかかる理論の到達点』神作裕之／商事法務
『最新株式会社法 第7版』近藤光男／中央経済社
『事例で学ぶ会社法実務』金子登志雄／中央経済社
『株式会社法 第5版』江頭憲治郎／有斐閣
『立法経緯から読む会社法改正』阿部泰久／新日本法規出版
『不正リスクへの対応実務 予防から発覚後の対処法まで』新日本有限責任監査法人／中央経済社
『新株予約権の税・会計・法律の実務Q&A 第6版』税理士法人山田&パートナーズ／中央経済社

『世界の優れた人材を獲得する役員報酬制度設計・運用の実務』Becker, Irving S.／中央経済社
『監査役とは何か 日本型企業システムにおける役割』西山芳喜／同文館出版
『監査役監査の基本がわかる本 第2版』新日本有限責任監査法人／同文館出版
『事例で学ぶ会社法実務』金子登志雄／中央経済社
『国際財務報告基準(IFRS) 詳説 第1巻～第3巻』有限責任監査法人トーマツ／レクスネクシス・ジャパン
『親子兄弟会社の組織再編の実務 第2版』金子登志雄／中央経済社
『解散・倒産・非訟(商業登記全書 第8巻)』神崎満治郎／中央経済社

保険法

『保険判例の研究と動向 2014』石田満／文眞堂
『実務保険金請求入門』高橋正人／民事法研究会

刑法

『大コンメンタール刑法 第3版 第209条～229条』大塚仁／青林書院
『Q&A実例詐欺事犯捜査の実際』水野谷幸夫／立花書房
『性犯罪からの離脱』Laws, D. Richard／日本評論社
『司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題』石川正興／成文堂
『最新DNA鑑定 その能力と限界』勝又義直／名古屋大学出版会
『検証・法治国家崩壊 砂川裁判と日米密約交渉』吉田敏浩／創元社
『民商事法の改正と経済刑法の動向』トラスト60

司法制度・司法行政

『弁護士研修講座 平成26年度秋季』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『私たちはこれから何をすべきなのか』金子武嗣／日本評論社
『弁護士業務書式文例集 4訂版』弁護士業務書式研究会／日本法令

訴訟手続法

『民事訴訟法 第4版補訂版』伊藤真／有斐閣
『重点講義民事訴訟法 第2版補訂版』高橋宏志／有斐閣
『私的整理の実務Q&A100問 追補版』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『破産法(新基本法コンメンタール)』山本克己／日本評論社
『最新企業活動と倒産法務』服部明人／清文社
『事業再生の迅速化』事業再生迅速化研究会／商事法務
『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務新版』片岡武／日本加除出版
『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務 第2版』片岡武／日本加除出版
『家事事件手続書式体系 1』梶村太市／青林書院
『家事事件手続書式体系 2』梶村太市／青林書院
『家事事件手続法 2 別表第1の審判事件』佐上善和／信山社出版
『書式家事事件の実務 全訂10版』二田伸一郎／民事法研究会
『刑事訴訟法講義 第3版』安富潔／慶應義塾大学出版会

経済産業法

『弁護士に学ぶ! クレーム対応のゴールデンルール』奥山倫行／民事法研究会
『Q&A プライベート・ブランドの法律実務』市毛

由美子／民事法研究会
『原子力依存からの脱却と地域再生』青森県弁護士会／青森県弁護士会
『北の大地から考える、放射能汚染のない未来へ』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
『建設業の法務と労務実践マニュアル』三修社
『金融商品取引法コンメンタール 2』神田秀樹／商事法務
『インサイダー取引規制の実務』西村あさひ法律事務所／商事法務
『株式上場 A to Z IPO とは何か』小田哲生／税務経理協会
『金融商品の販売における金融機関の説明義務等』金融法務研究会／金融法務研究会事務局
『不動産鑑定実務ハンドブック』黒沢泰／中央経済社

知的財産法

『パブリシティ権概説 第3版』内藤篤／木鐸社
『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』経済産業省知的財産政策室／有斐閣
『著作権法』半田正夫／勁草書房

農事法

『種苗法の概要』渋谷達紀／経済産業調査会

労働法

『労働実務事例研究 平成26年版』労働新聞社／労働新聞社
『労務管理は負け裁判に学べ!』堀下和紀／労働新聞社

『年間労働判例命令要旨集 平成26年版』労務行政研究所／労務行政
『最新重要判例200労働法 第3版』大内伸哉／弘文堂
『最近の労働裁判例27』浅井隆／労働調査会
『労働基準法の実務相談 平成26年度』全国社会保険労務士会連合会／中央経済社
『未払い残業代請求法律実務マニュアル』旬報法律事務所／学陽書房
『就業規則の変更をめぐる判例考察』中村克己／三協法規出版
『これで安心! 地域ユニオンへの対処法 団交準備・交渉・妥結・団交外活動への対応』廣上精一／民事法研究会
『労働審判をいこう! 典型事例から派遣・偽装請負まで』伊藤幹郎／エイデル研究所
『労働基準法の実務相談 平成26年度』全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

社会福祉法

『精神保健福祉の法律相談ハンドブック』池原毅和／新日本法規出版
『「高齢者をめぐる法律問題専門講座」資料 平成26年度』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『障害者権利条約の完全実施を求めて』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会
『改正生活保護法 憲法25条実現のためのAtoZ』森川清／おひび書房
『生活保護手帳別冊問答集 2014』中央法規出版

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』社会保障審議会／社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

医事・薬事法

『医事刑法概論 1 序論・医療過誤』山中敬一／成文堂
『医療事件の実務 その1 調査編』松井菜採／東京法律相談運営連絡協議会
『薬害イレッサ訴訟』薬害イレッサ訴訟原告弁護団／日本評論社

社会保険法

『社会保険の実務相談 平成26年』全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

宗教法

『宗教法人の事務 2訂版』文化庁／ぎょうせい
『宗教法人の規則 2訂版』文化庁／ぎょうせい

教育・スポーツ法

『教育法の現代的争点』日本教育法学会／法律文化社
『学校給食アレルギー事故防止マニュアル』赤城智美／合同出版
『潜水事故に学ぶ安全マニュアル100』後藤ゆかり／水中造形センター

国際法

『現代国際商取引論 第4版』荒畑治雄／慶應義塾大学出版会

特定秘密保護法施行令等の閣議決定に反対する会長声明

2014年（平成26年）10月14日、特定秘密の保護に関する法律（以下秘密保護法という）の施行令（以下施行令という）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下運用基準という）が閣議決定された。

当会は、「政府の持つ情報は、基本的に国民の財産であるから、可能な限り開示されるべきであり、国民は豊富で正確な情報にアクセスできて初めて国の在り方や政府の方針について正しい判断ができる。ところが、秘密保護法は全く逆の立場をとって国民から多くの情報を隠蔽しようとするものである」として繰り返し会長声明や意見書で容認できないことを表明し、秘密保護法の廃止を求めてきたところである。

今回閣議決定された施行令、運用基準は、情報保全諮問会議が作成した素案に対し、2万3820件ものパブリックコメントが寄せられたにもかかわらず、運用基準の一部を除き、ほとんど素案と変わらないものである。こうした国民の多数のパブリックコメントを無視した姿勢にも、国民民主権原理に反する秘密保護法（施行令、運用基準含む）の内実が表れている。

当会は、2013年12月10日付会長声明により、秘密保護法と集団的自衛権の容認・行使との関連に対し危惧を述べたが、今回の運用基準の閣議決定により、その危惧が一層明らかとなり、集団的自衛権行使が、国民のあずかり知らないところで決定、行使される恐れが現実のものとなった。すなわち、2014年7月1日の閣議決定によると、「我が国と密接な関係

にある他国に対する武力行使が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には武力行使が許されることとなるが、今回閣議決定された運用基準によると、秘密指定されうる事項として、「（別表1号防衛に関し）自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、b（略）アメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの」が明記されたほか、「（別表2号外交に関し）外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、a国民の生命及び身体保護、c海洋、上空等における権益の確保、d国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る、以上運用基準6頁）」、「（別表4号テロ対策に関し）テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」が明記されている。このように、武力行使の要件に該当するかどうかの基本的な情報が秘密指定され、国民や国民の代表である国会に何ら明らかにされないまま、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」として武力行使が決定・行使されてしまう危険がまさに現実のものとなりかねない。

当会は、このような秘密保護法（施行令、運用基準含む）を即刻廃止するよう強く求める。

2014年10月21日

東京弁護士会会長 高中 正彦

北星学園大学及びその教員らに対する脅迫行為等に関する会長声明

札幌市厚別区所在の北星学園大学に対し、平成26年3月以降、同大学の教員が朝日新聞の記者時代に従軍慰安婦に関する記事を書いたことを理由に、この教員を解雇ないし退職させるよう要求する電話やファックスが繰り返し送りつけられており、特に同年5月及び7月には、要求に応じないと学生に危害を加える旨の脅迫文書が届くなどの異常な事態に至っている。さらに、インターネット上には、同教員の家族に関する情報が、実名や顔写真入りで掲載され、脅迫の文言が書き込まれている。

これらの行為が刑法上の脅迫罪等を構成する犯罪であることは言うまでもないが、それらが大学の所属学生の生命・身体に対する危害を予告しつつ大学の所属教員の解雇等を迫る点において大学の自治を根底から脅かすものでもある。同時に、それが、民主主義の根幹をなすが故に憲法上最も重要な権利とされている表現の自由に対する暴力的な攻撃である点において、到底看過できない重大な問題を孕んでいる。しかもその攻撃は、元記者個人にとどまらず、その家族のプライバシーに対してまで向けられている点において、きわめて悪質である。

一般に、報道に不正確な点や誤りがあったとしても、その是正は、言論による健全かつ適正な批判や報道機関の自浄作用

に委ねるべきであり、犯罪的な手段によることは断じて許されるものではない。

そして、このような表現の自由に対するあからさまな攻撃は、表現の自由を損ない委縮させるものであって、その蔓延を許せば、健全な情報流通を阻害し、ひいては民主主義をも崩壊させかねないというべきである。

当会は、匿名でこれら一連の人権侵害行為を実行してきた者に対して卑劣な行為を直ちに中止するよう求め、合わせて一刻も早く犯罪行為としての摘発を含む然るべき法的措置が執られ、民主主義社会への挑戦行為を終息させるよう関係各機関の迅速な活動を求めるものである。

また、当会は、この間同大学が違法行為に対して毅然たる態度で臨んでこられたことに敬意を表し、引き続き大学の自治を守る姿勢を堅持されるよう期待するとともに、今後とも、このような違法な人権侵害行為や憲法秩序に対する挑戦を抑止、根絶する活動に取り組んでゆくものである。

2014年10月23日

東京弁護士会会長 高中 正彦

接見室内での写真撮影に関する国家賠償請求訴訟判決についての会長談話

2014年11月7日、東京地方裁判所民事39部は、当会会員が、接見交通権に対する違法な侵害がされたことを理由として国家賠償請求訴訟を提起していた訴訟において、国に金10万円を支払うことを命じる判決を言い渡した。

この事件は、2012年3月30日、当会会員が、東京拘置所において、弁護人として健康状態に異常が認められる被告人と接見をしていた際に、東京拘置所の職員により、接見室内で写真撮影をしたことを理由に、その接見及び写真撮影・録画を中断させられ、強制的に被告人との接見を中止させられたというものである。

本判決は、接見の中断措置は、具体的事情の下、未決拘禁者の逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれ、その他の刑事施設の設置目的に反するおそれが生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限られると述べた上、本件の中断措置はそのような事情は認められず、その違法性を認めた。また、国側が写真撮影の禁止の理由とした保安・警備上の問題や、被撮影者のプライバシー侵害などはいずれも抽象的なおそれにすぎないとして、その主張を排斥している。

しかしながら、その一方で「本件撮影行為によりAの状態を正確に記録化できることは、原告が弁護活動を行うに当たって便宜ではあるものの、必要不可欠とまではいい難く、少なくとも本件撮影行為のように、専ら証拠保全として行われた写真撮影行為は、『接見』に含まれると解することはできない。」とするなど、写真撮影行為は接見交通権の保障する「接見」に含まれ、本件撮影行為は正当な弁護活動にあたるとする原告の主張を排斥した。

そもそも接見交通権は、憲法34条が保障する被疑者・被告

人の弁護人の援助を受ける権利の中核ともいえるべき刑事手続上最も重要な権利であり、接見状況の録音、写真撮影・録画は、弁護人による接見時の被疑者・被告人に関する情報の取得行為とその記録化にほかならず、その点において、被疑者・被告人の口頭での陳述を聴取り、その内容を筆記すること、あるいは弁護人が接見時に知覚した被疑者・被告人の外観上の特徴を筆記することと同じである。過去の裁判例でも「接見」は、口頭での意思連絡に限定しないとしたものがある（大阪高等裁判所平成17年1月25日判決）。本判決の判断が、あくまでも本件に関する事例判断の枠内にとどまっているとはいえ、上記の点において、極めて不当な判断を含むものである。

本判決は、本件撮影行為は、接見交通権に含まれるものとして保障されるとはいえないとしながらも、本件撮影行為を理由として接見を一時停止し又は面会を終了させることはできないとし、接見を中止させた本件措置を違法としたものであり、本判決により、刑事弁護を担う弁護士が、接見の様子を記録化し、あるいは被疑者・被告人の心身の状態を証拠化するために、接見室内で写真撮影等を行うことを躊躇するようなことがあってはならないことは当然である。

当会としては、あらためて、弁護人が被疑者・被告人との接見の際に、弁護活動として写真撮影・録画を行うことは、接見交通権として保障されるべき行為であることを表明する。

2014年11月10日

東京弁護士会会長 高中 正彦

道徳「教科化」に関する中教審答申を受けての会長声明

去る10月21日、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会（中教審）は、「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」を発表した。この答申は、平成25年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告と同様に、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置づけ、検定教科書を導入し、子どもの道徳性に対して評価を加えること等を内容とするものである。

当会は、本年7月に「道徳の『教科化』等についての意見書」を公表し、上記「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告について、「国家が公定する特定の価値の受け入れを子どもに強制することとなる点で、憲法及び子どもの権利条約が保障する、個人の尊厳、幸福追求権、思想良心の自由、信教の自由、学習権、成長発達権及び意見表明権を侵害するおそれがあり、見直されるべきである」との意見を表明した。

ところが、上記の中教審答申の内容は、以下に述べるとおり、当会の意見書において指摘した懸念が払拭されていないばかりか、「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告と比較していっ

そう、子どもの内心や人格に対する不当な干渉となるおそれが強まっていると言うべきである。

第一に、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置づけることは、学校教育法や学習指導要領などに基づく教科内容の拘束力を生じさせ、現在にも増して道徳教育に対する国家統制を強めることになりかねない。

第二に、道徳教育に検定教科書が導入されるということは、検定制度を通じて、国家が推奨する特定の道徳的価値が、「善い」もの、「正しい」ものとして、明確に提示されることを意味する。これは、道徳教育を担当する教師が創意工夫を凝らした教育を行う余地を奪うことになる点で、教師の教育の自由を侵害するおそれがある。また、国家が推奨する特定の道徳的価値の受け入れを子どもに強制するおそれがある点で、子どもの思想良心の自由や学習権を侵害する危険もある。

第三に、「教科化」や検定教科書の導入により、国家が特定の価値観を、子どもが身につけるべき価値観として提示した上で、子どもの道徳性に対して評価を加えるようになれば、学習指導要領に定められた目標や価値観とは異なる価値観を有す

る子どもへの不利な評価をもたらすものとなる危険性が高い。

確かに、中教審答申では、数値などによる評価を行うことは不適切とされている。しかし、一方で、児童生徒の学習状況の把握のために、「児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集」し、児童生徒の道徳性を「多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要がある」とされている。また、内申書等の基礎資料となる指導要録に、道徳科目評価のための特別の記載欄を設けるとともに、「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価」し、これについて指導要録の「行動の記録欄」を改善し活用するものとされている。

このような評価方法は、「数値」による評価ではないとしても、結局は子どもの内心や人格そのものを「評価」の対象としている以上、自ずとそれに優劣をつけることになるであろう。した

がって、子どもの思想良心の自由や学習権を侵害する危険がより強まった。このように、中教審答申は、当会が懸念を表明した、道徳教育に「評価」を加えることの根本的な問題は払拭されていないばかりか、前記のとおり、より子どもの人権に対する侵害の度合いが高まっていると評価せざるを得ない。

以上の理由により、当会は、中教審答申に反対し、この答申に沿った学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂がなされることのないよう求めていく。また、教育現場において、子どもの幸福追求権、思想良心の自由、信教の自由、学習権、成長発達権及び意見表明権が保障されるよう支援を行っていく決意である。

2014年11月12日

東京弁護士会会長 高中 正彦